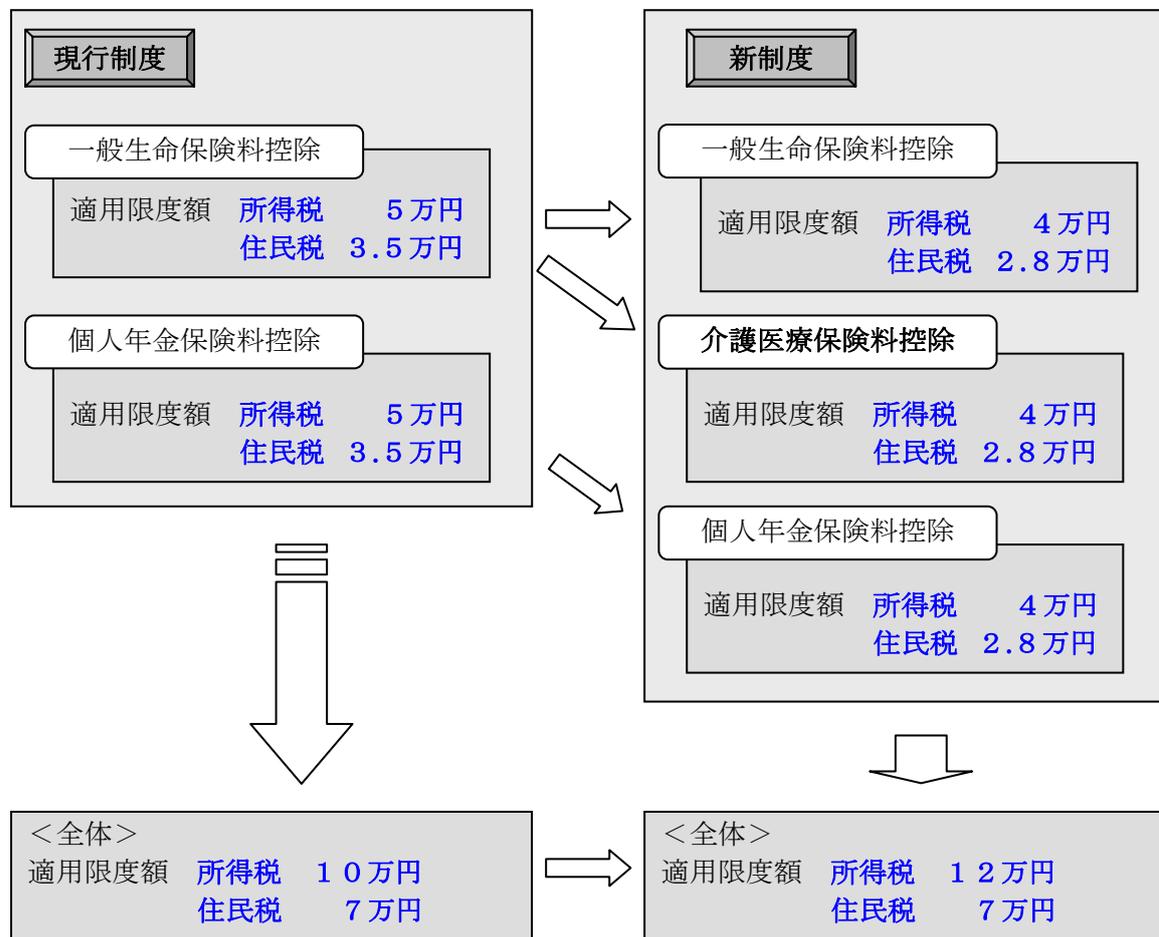


「生命保険料控除制度」改正のお知らせ

生命保険料や個人年金保険料を支払っている場合、生命保険料控除として一定額を所得から差引くことができます。平成 22 年度税制改正において生命保険料控除に関する改正が実施され、新たな制度が平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した生命保険契約等に適用されます。

改正概要

- 現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を目的とした保険契約等の「**介護医療保険料控除**」が創設され、3つの控除からなる制度になります。
- 契約日が**平成 24 年 1 月 1 日以降**となる契約から新制度が適用されます。
- それぞれの保険料控除の適用限度額は所得税 4 万円（個人住民税 2 万 8 千円）となりますが、合計した適用限度額は所得税 1 2 万円に拡充されます（個人住民税は 7 万円のまゝ）。



- 注1 平成 24 年 1 月 1 日以降締結した生命保険契約等で、身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は生命保険料控除の対象外です。
- 注2 現在ご加入の契約については、平成 24 年 1 月 1 日以降も現行制度が適用されます。ただし、平成 24 年 1 月 1 日以降に更新・中途付加等を行なった場合、変更した日以降の保険料は新制度が適用されます。

詳しくは、以下の(社)生命保険協会ホームページをご覧ください。

(URL: <http://www.seiho.or.jp/data/billboard/deduction/>)